

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

令和 6年 1月 17日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) か い と ー だ い

②届出者 氏 名 株式会社イトーダイ 印
代表取締役 伊藤大三

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	27—ユー302424
(ふりがな)	か い ぶ し が い し ゃ い と ー だ い
④氏 名 又 は 名 称	株式会社イトーダイ
⑤所 在 地	〒550-0004 電話 06 (6445) 2223
	おおさかいふおおさかしにしくうつぼほんまち
	大阪府大阪市西区靱本町1丁目7番25号
⑥適用開始・変更予定日	令和 6年 1月 18日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表のとおり
⑧備 考	



様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 —(※1)—	<u>1,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介 するサービス 【職業紹介サービス】 —(※2)—	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内 定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%(または 3,000,000円)</u> ※上記のうちいずれか高い方とする (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間 が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われ る賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて いる額)の <u>50%(または 3,000,000円)</u> ※上記のうちいずれか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対す る専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 —(※3)— *上記職業紹介サービスに加え て、より専門的な相談・助言の付加 サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内 定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%(または 3,000,000 円)</u> ※上記のうちいずれか高い方とする 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 27 - ユ - 302424

株式会社イトーダイ 大阪支社

事業所の名称及び所在地 大阪市西区靱本町1丁目7番25号

—※1: 求人受理時の事務費用—

イトーダイ靱本町ビル3階